

## 第 3 章

# 地域福祉計画策定 の考え方

## 第3章 地域福祉計画策定の考え方

### 1 計画の基本理念

#### 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

第1期計画、第2期計画における基本理念である「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」を第3期計画も継承し、取り組みを進めていくものとします。

本計画の依拠する「尼崎市民の福祉に関する条例（昭和58年）」（以下「市民福祉条例」という。）の前文には、次のように定められています。

#### 尼崎市民の福祉に関する条例（抜粋）

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、**市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。**更に、市民の福祉は、**自らの創意工夫と努力によつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。**

このような認識の上に立つて、**市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。**

この前文には、市の役割を積極的に果たすことは当然のこととしながら、支援を必要とするかどうかにかかわらず全ての市民が、同じ社会の構成員としてつながり、参画、協働し、支え合う地域社会を実現するといったソーシャルインクルージョンの視点や、さらに次の世代につなげていく持続可能なまちづくりといった視点が示されています。

尼崎市総合計画において尼崎市がこうありたいと願う4つの「ありたいまち（「人が育ち、互いに支え合うまち」「健康、安全・安心を実感できるまち」「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」「次の世代に、よりより明日をつないでいくまち）」を掲げて取り組みを進めています。基本理念である「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」は、まさにこの「ありたいまち」の姿を地域福祉という視点で示したものだといえます。

これからのまちづくりに関する市民、行政の基本的な考え方や姿勢を「尼崎市自治のまちづくり条例（平成28年）」（以下「自治基本条例」という。）として決めました。この自治基本条例の基本理念には「情報共有」「参画」「協働」「対話」が規定されています。

尼崎市では、市民福祉条例において、すでに30年以上前から、市民の参画を前提として、尼崎市らしい福祉の仕組みを市と市民がともに協働して創り上げていくという福祉を切り口とした地方自治の姿を示しています。第3期計画においては、こうした伝統を核としながら、自治基本条例に示された自治の考え方を踏まえて「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」取り組みを進めていきます。

## 2 取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第3期計画では、市民福祉条例及び自治基本条例の考え方を基に、次の視点を踏まえ、基本目標を設定します。また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

### 市民主体の視点

地域の特性に応じた身近な交流の場を通じて、気軽に地域の課題を話し合う場が生まれ、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、新たな活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通じ、地域社会への関心を醸成し、市民が主体的に地域福祉活動に参画していくため支援を基本として取り組みます。

### 情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心を高め、主体的な参画をすすめていくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいよう、行政のもつ様々な情報を、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供することが必要です。

また、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進することは、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれます。

### 総合化・効率化の視点

地域における課題は、単独の公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスを総合的に提供するとともに地域の様々な力を活かして取り組むことが求められています。

また、行政の各分野の様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。こうした各分野の重複するような内容についても、可能な限り総合化して取り組むことで効率化に努めます。

### 早期把握と予防の視点

地域の生活・福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につながる事が大切です。

行政がもつ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題の把握に努め、情報提供や適切な支援につなぐことが必要です。

また、地域の課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別の課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援することが必要です。

### 3 計画の基本目標

統計データやアンケート調査、計画策定部会等での意見、第2期地域福祉計画の進捗状況から見えてきた5つの主な課題に対応する次の3つの基本目標を設定し取り組みを進めます。

#### 基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

少子・高齢化の進展、社会経済システムが発達してきたことを背景に、市民一人ひとりが地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や支え合いの意識が低下し、地域のつながりの希薄化が広がっています。地域のつながりの希薄化は住民同士の無関心を生み、また無関心は社会的孤立や社会的排除を生み出す1つの要因になります。

市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認め合い、「支え」、「支えられる」という一方的な関係ではない「支え合い」の意識を、交流や学びの場などの様々な機会を通じて育み、シチズンシップを高め、地域福祉を担う人材の育成、支援を行います。

#### 基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

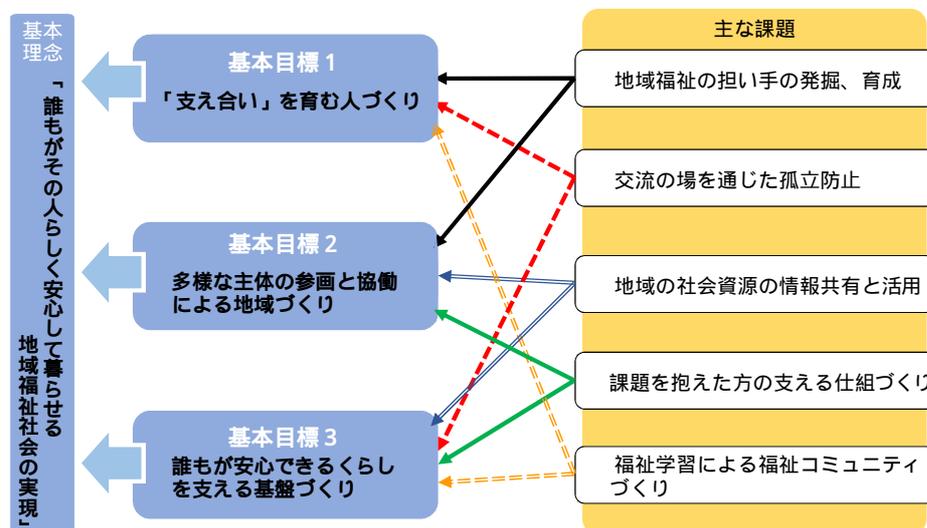
地域では多様化・複雑化した生活・福祉課題が増えている一方で、地域福祉活動の担い手不足が課題となっており、これまで以上に地域福祉に取り組む市民や団体の連携の必要性が高まっています。

身近な地域で支え合うための地域福祉活動の活性化を図るために、多様な人や団体に対し必要な情報提供を行うとともに、多様な主体が学び、話し合い、協働するための場づくりを進めます。また、多様な活動主体や分野を超えた専門機関が連携して、地域と協働しながら取り組むための地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

#### 基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

様々な福祉ニーズに対応する公的なサービスや相談機関は充実してきたものの、制度の狭間であって支援が届かない人、社会的孤立や社会的排除の状態にあることで支援に結び付かない人への対応が課題となっています。

支援の必要な人を早期に発見・把握し、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に受けられるよう公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域における相談支援体制を含めた重層的な支援体制の構築を行います。



## 4 施策体系（調整中）

施策体系については、これまでの計画策定部会等の意見を踏まえ基本目標の見直しを行っているため、9/30の計画策定部会において、改めて修正後の資料を配付させていただきます。

<p>基本理念</p> <p>「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」</p>	<p>基本目標 1</p> <p>「支え合い」を育む人づくり</p>	施策の展開方向 1 福祉学習の推進
		施策の展開方向 2 多様な担い手を育成、支援する環境の整備
		施策の展開方向 3 地域に潜在している福祉人材の確保
		施策の展開方向 4 地域福祉活動の“つなぎ役”の育成
		施策の展開方向 5 地域福祉を進める福祉専門職の養成
	<p>基本目標 2</p> <p>地域づくり</p> <p>多様な主体の参画と協働による</p>	施策の展開方向 1 地域の多様な主体が参加し話し合える場づくり
		施策の展開方向 2 多様な手法による地域福祉活動の推進
		施策の展開方向 3 誰もが地域活動に参加できる仕組みづくり
		施策の展開方向 4 ソーシャルビジネスの推進
	<p>基本目標 3</p> <p>誰もが安心して暮らせる基盤づくり</p>	施策の展開方向 1 包括的・総合的な相談支援体制の充実
		施策の展開方向 2 権利擁護の推進
		施策の展開方向 3 福祉サービスの適切な確保と情報提供
		施策の展開方向 4 社会福祉法人による社会・地域貢献の推進
		施策の展開方向 5 見守り活動をはじめとする地域福祉活動の推進
		施策の展開方向 6 災害時要援護者支援の推進

## 参考 地域福祉計画の施策体系と尼崎市総合計画の関連

地域福祉計画		総合計画			
目次	展開方向	施策	内容		
1 支え合い を育む 人づくり	1福祉学習の推進	1地域コミュニティ	3市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。		
		2生涯学習	1市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。 3生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。		
		3学校教育	1確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。		
		4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます	2子どもの主体的な学びや行動を支えます	3地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます
			5人権尊重	2市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	
			6地域福祉	2地域の中で生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します	
		8障害者支援	3障害のある人の社会への参加を促進します。		
		14就労支援	3多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。		
		2多様な担い手を育成、支援する環境の整備	1地域コミュニティ	1多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。 2子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。 3市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	
			2生涯学習	1市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	
	4子ども・子育て支援		1家庭における子育て力を高めます	2子どもの主体的な学びや行動を支えます	3地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます
			5人権尊重	2市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	
			4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます	
	3地域に潜在している福祉人材の確保	4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます		
	4地域福祉活動のつなぎ役の育成				
5社会福祉協議会が行う活動への支援	1地域コミュニティ	1多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。			
2 多様な 主体の 参画と 協働 をすす める地	1地域の多様な主体が参加し話し合える場づくり	1地域コミュニティ	1多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。		
		4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます		
	2多様な手法による地域福祉活動の推進	1地域コミュニティ	1多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。		
		4子ども・子育て支援	3地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます		
		7高齢者支援	1元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。 2地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。 3積極的に地域とかわかっていることができるよう支援します。		
		11地域保健	1ライフステージに応じた健康づくりを支援します。		
		13生活安全	1地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
		18環境保全・創造	2環境保全・創造)地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。		
		19住環境	1市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていく環境づくりを進めます		
	3誰もが地域活動に参加できる仕組みづくり	1地域コミュニティ	1多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。 2子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。 3市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。		
		2生涯学習	1市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。		
		3学校教育	3地域全体で子どもを守り育ていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。		
	4ソーシャルビジネスの推進	15地域経済の活性化	3地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します		
	3 誰もが 安心で できる 暮らし を支え る基盤 づくり	1包括的な相談支援体制の充実	3学校教育	1確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	
			4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます	
5人権尊重			3人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。		
6地域福祉			3専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します		
7高齢者支援			2地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。		
8障害者支援			1地域での在宅生活を支えます。 2適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。		
9生活支援			1支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。 2生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。 3生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		
11地域保健			1ライフステージに応じた健康づくりを支援します。		
13生活安全			1地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
14就労支援			1企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り込みます。 2就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就労力を高めしていきます。		
2権利擁護の推進		4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます		
		6地域福祉	3専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します		
		7高齢者支援	2地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。		
		8障害者支援	1地域での在宅生活を支えます。		
3福祉サービスの適切な確保と情報提供		2生涯学習	1市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。		
		4子ども・子育て支援	1家庭における子育て力を高めます	3地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます	
			5人権尊重	1市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	
			7高齢者支援	1元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。	
		8障害者支援	3障害のある人の社会への参加を促進します。		
		9生活支援	2生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。		
	16文化・交流	2まちの魅力積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。			
	4社会福祉法人による社会・地域貢献の推進				
5見守り活動をはじめとする地域福祉活動の推進	7高齢者支援	2地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。 3積極的に地域とかわかっていることができるよう支援します。			
	13生活安全	1地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。			
6災害時要援護者支援の推進	12消防・防災	3地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしているよう、地域の防災力の向上に努めます。			

## 5 地域福祉を推進する主体の役割と協働の考え方

市民福祉条例に基づく市民（ ）、事業者及び市の3者の責務と役割を踏まえながら、これまでも第1期・第2期計画ともに協働の取り組みを進めています。

同じように第3期計画においても、地域福祉を推進する多様な主体同士がそれぞれに互いを認め合い、連携をして課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが必要です。

ここでは、本市の地域福祉を推進する多様な主体のうち、主なものについての役割と協働の考え方について記載しています。

この計画における市民とは、地域の課題解決には、本市に係る幅広い人々の参画が必要なため、本市に住むものだけでなく、本市に在勤、在学する者も含めて考えます。

### 尼崎市民の福祉に関する条例（抜粋）

（市、事業者及び市民の責務）

第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たっては、市民福祉の向上に努めなければならない。

3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

### 尼崎市自治のまちづくり条例（抜粋）

（市民等の権利及び責務）

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

2 市民等は、まちづくりの主体として自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、子ども（市民のうち18歳未満のものをいう。）は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。

5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

## 尼崎市社会福祉協議会

尼崎市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体によって構成され、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的」として位置付けられている社会福祉法人です。しかし、尼崎市では、他都市でいう自治会・町会となる「単位福祉協会」を基盤として設立されたという特有の経過があるため、地域の住民組織としての面をもちます。

尼崎市社会福祉協議会組織図

（平成28年8月末日現在）

本部社協						
支部社協						
	中央支部	小田支部	大庄支部	立花支部	武庫支部	園田支部
社会福祉連絡協議会	12	13	15	11	12	12
単位福祉協会	97	121	103	114	77	93

〔計75連協・605協会〕

### 構成団体

民生児童委員協議会連合会 / 防犯連絡協議会 / PTA連絡会 / 連合婦人会 / 遺族会 / 老人クラブ連合会  
保護司会 / 保健衛生連合協議会 / 身体障害者連盟福祉協会 / 子ども会連絡協議会 / 三師会  
少年補導員連絡協議会 / 民間社会福祉施設連絡協議会

尼崎市社会福祉協議会は、尼崎市の地域福祉を推進する上での中心的な団体であり、かつ最大のパートナーとして、当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として、平成19年に地域福祉推進計画を策定し「みんなで支え合い、助け合う地域づくりを進めます」を基本理念とし、「社協はほっときません」をスローガンに取り組みを進めてきました。

この尼崎市社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画と市の「あまがさきし地域福祉計画」とは、内容を一部共有するなど調和の取れたものとして策定され、それぞれの連携を図りながら取り組みを進めています。

尼崎市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人であるとともに、地域の団体の多くを構成組織としている本市における最大の自治組織という“つよみ”を活かし、地域と様々な活動の主体をつなげ、連携して課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが期待されています。また、これまで地域福祉活動に関するノウハウ等をもとに、市への提言、提案や先駆的な動きが行われていますが、より一層、そうした取り組みが期待されています。

## 取組事例

なお、尼崎市社会福祉協議会は、社会福祉法人と地縁型組織としての2つの面をもち、人それぞれによって「社会福祉協議会」の捉え方が異なる場合も考えられるため、第2期計画と同様に、本計画では社会福祉協議会のそれぞれの組織の呼称を次のように使い分けます。

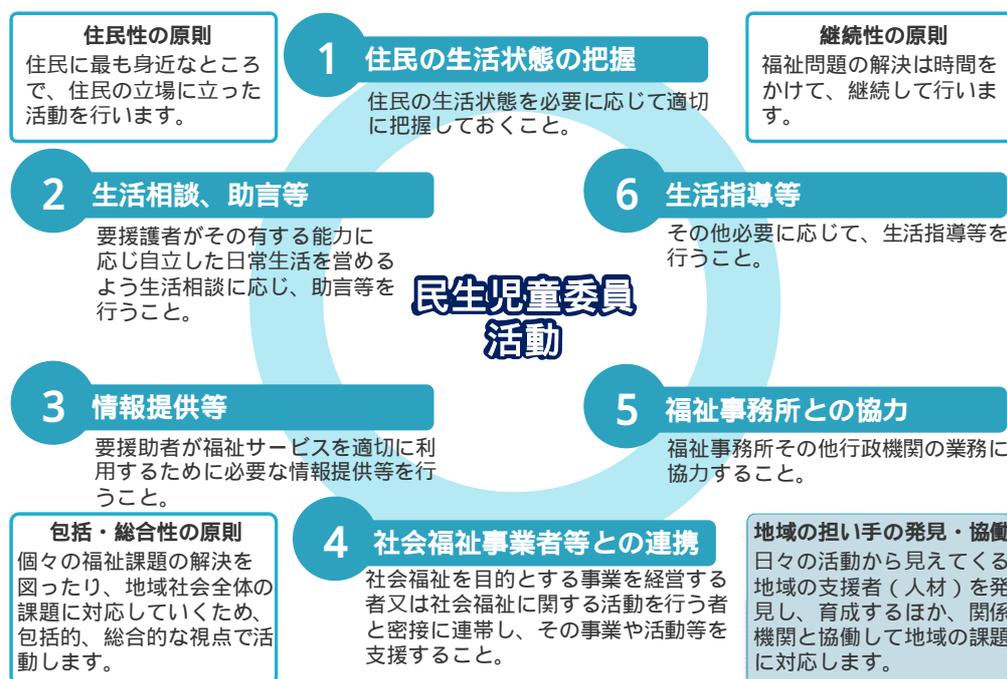
区分	呼称	説明
社会福祉法人としての組織	市社会福祉協議会	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体
	本部社会福祉協議会事務局	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体の本部事務局をいい、地域福祉の推進を図る事業を実施しています。
	支部社会福祉協議会事務局	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体の支部事務局をいい、社会福祉連絡協議会・単位福祉協会や地域の団体との連絡調整や地域福祉活動の支援を行うとともに、事業の企画・実施を行っています。
地域住民による地縁型組織	支部社会福祉協議会	市の社会福祉協議会を構成する単位福祉協会・社会福祉連絡協議会の連合体
	社会福祉連絡協議会	市の社会福祉協議会を構成する単位福祉協会の連合体
	単位福祉協会	市の社会福祉協議会を構成する地縁型組織の最も小さい単位

## 民生児童委員

民生児童委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定され、地域福祉における重要な役割を担っています。

本市においても、日常的な活動の中で様々な要援護者の支援を行うだけでなく、高齢者等の要援護者の見守り、避難行動要支援者の避難支援をはじめ、福祉サロン活動等の様々な地域福祉活動における重要な担い手にもなっています。

特に、地域に根差した日常的な活動を通じて、地域の生活・福祉課題に触れることが多いことから、課題解決の糸口としても、その役割はますます重要になっています。



## 取組事例

### NPO 法人、ボランティア団体などの公益活動団体

特定の公益目的をもって活動している NPO 法人（特定非営利活動法人）、子育てサークルなどのボランティア団体があり、その数は年々増加傾向にあります。

その規模は大小様々ですが、本市においては福祉、まちづくり、社会教育、子育てなどをはじめ、多様な分野で活動を行うなど、本市においても欠かせない存在となっています。

地域福祉の向上を図る上で、NPO 法人などの団体の参画は、地域の住民や団体だけでは取り組むことが難しい活動に対応できる力となる場合や、地域での活動に厚み、幅が生まれることが期待されます。

## 取組事例

### 社会福祉法人

尼崎市では、高齢者、障がい者、子ども等を対象として、専門的な機能を有し、様々な福祉サービスを行う約 50 の社会福祉法人があります。

その中には、これまでも地域行事への参加や施設開放を行うほか、災害時の福祉避難所としての指定を受けるなど、地域の重要な拠点となっています。

社会福祉法人の制度の見直しにより、地域における公益的な取り組みが求められており、今後より一層、積極的な地域と一体となった地域福祉を支える主体としての役割が期待されています。

## 取組事例

### 地域の企業、事業所

尼崎市は様々な企業、事業所があります。市民福祉条例にも規定されているように、雇用機会の拡大、雇用環境の整備、就労の機会の確保など、生活困窮者が増える中で、その役割が期待されています。これに加えて、こうした企業、事業所の中には、市場原理に基づく行動のほかに、様々な形で社会貢献活動を行おうとする取り組みが増えてきており、地域福祉の推進においても、大きな役割を果たすことが期待されます。

## 取組事例

### 教育機関等

小・中・高等学校及び大学等は、教育・研究活動として、福祉人材の育成に重要な役割を果たしています。

また、学びと活動の拠点として、地域の課題を解決に向けて地域と協働することで、地域を担う人材の育成にもつながることが期待されています。

## 取組事例

### 当事者組織（セルフヘルプグループ）

当事者組織とは、同じ障がいを抱える人たちやアルコール依存症の人たち、難病の人たち、またそのような人たちの家族など、共通のニーズや課題、悩みを抱える人たちが出会い、ともに支え合っていくための集まりです。

本市においても、身体障害者連盟福祉協会や心身障害児（者）父母連合会、精神障害者家族会連合会、認知症介護者の会、断酒会など、ニーズや課題、悩みに応じた当事者組織があります。

引き続き、地域社会で孤立しがちな人たちが、様々な活動を通じて社会参加を果たすことができるよう、課題や悩みを抱える人たちが集まることを希望するなどした場合のグループ化や組織化支援、当事者としての地域の活動への参加などについて取り組みが期待されています。

## 取組事例

## 6 圏域（活動エリア）の考え方と重層的なネットワーク

### (1) 圏域（活動エリア）の考え方

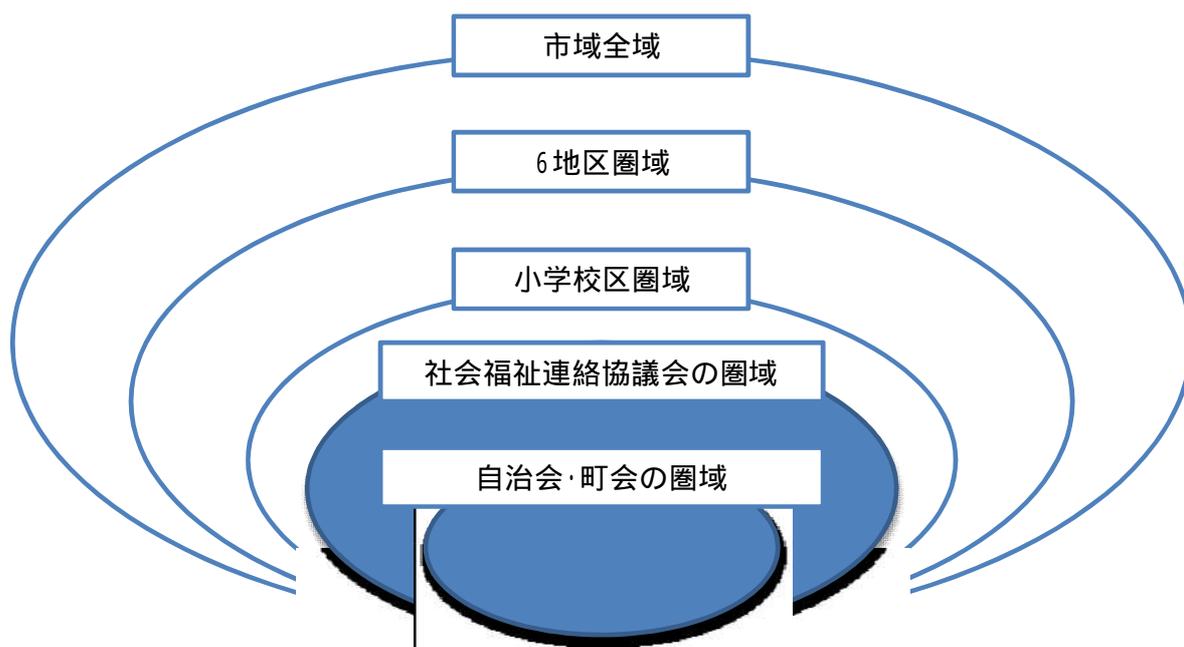
地域福祉を推進していくためには、アンケート結果にも表れるようにお互いが顔の見える身近な地域で活動できることが大切と考えられます。しかし、尼崎市は地理的、歴史的にも多様な人材が集まる地理的特性があるため、多様な価値観、考え方をもつ市民の活動の範囲は、世代や地域、活動内容によって様々です。

第2期計画においては、地域の住民や団体等の参画を得て地域福祉の推進を図るために、より身近でありながら、ボランティアやNPO、社会福祉法人、専門機関等ともそれぞれ連携しやすい圏域として、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域」としました。しかしながら、市内では社会福祉連絡協議会の圏域に加え、自治会・町会の圏域や小学校区圏域をはじめとした様々なエリアにおいても、地域の課題が話し合わせ、活動が行われています。

第3期計画においても、引き続き、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域」とするものの、市民が自分のライフスタイル等に合わせて主体的に参画できるよう、市民の意識しやすい自治会・町会の圏域や小学校区圏域も含めて重層的な圏域設定を行い、圏域ごとに連携の仕組み等を検討していきます。

なお、こうした圏域設定以外にも、テーマ型で活動するNPOの広がりに見られるように、他地域に住む人同士や会社や学校などの様々なつながりの中で、その人らしく活動に参画していくことも大切なことに留意し、多様な考え方をもつ市民の幅広い活動への参画意識を支えていく必要があります。

#### 【重層的な圏域設定のイメージ図（例）】



## (2) 計画を支える仕組づくり（重層的なネットワーク）

### 身近な生活圏域（社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域）

地域において支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まずは近隣住民、自治会・町会、民生児童委員などによる日頃からのつながりづくりが大切です。

そうした日頃のつながりは社会福祉連絡協議会の圏域を基本としつつも、市民一人ひとりが身近に感じる圏域において、地域の生活・福祉課題を市民同士で気軽に話し合う場が必要です。第3期計画では、そうした地域の生活・福祉課題について、定期的に住民同士が話し合う場を地域福祉会議として捉え、身近な生活圏域で様々な話し合う場の設置に向けて取り組みます。

また、地域の身近な相談窓口である市社会福祉協議会支部事務局が、地域のつながりづくりや、活動を通じて発見された福祉のニーズや課題を専門機関等につなぐなどの支援を行います。

### 小学校区圏域

小学校を中心に地域で学校を支える取り組みなど、子どもに関する支援が小学校区圏域において進められています。こうした取り組みを通じて子どものシチズンシップを高め、次の世代の地域社会の担い手の育成を図ることは、地域福祉の推進にとって重要なことです。

そのため、小学校区圏域を基盤としたネットワークづくりについても検討を進めます。

### 6 地区圏域（支所、市社会福祉協議会支部事務局の圏域）

6地区に設置している既存の介護保険制度における協議体をベースとして、地域の団体、専門機関や幅広い市民など多様な活動の主体が参画し、連携して支援の必要な個別ケースや、地域全体で取り組むべき課題について共有、検討、解決を図る場として（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置を市社会福祉協議会とともに進めます。

この（仮称）地域福祉ネットワーク会議では、地域だけでは解決が難しい課題について、住民と専門機関などの多様な主体が協議し、課題解決に向けて検討します。また、その課題の解決には、より専門的な支援が必要となる場合には、南北保健福祉センターにおける総合相談窓口や、地域ケア個別会議などの対象者別のより専門的なネットワークと情報を共有、連携しながら一体的に取り組みます。なお、このネットワークの構築にあたっては、現在、検討が進められている地域振興機能の再構築の状況なども踏まえて検討を進めます。

### 尼崎市全域

（仮称）地域福祉ネットワーク会議において話し合われた内容を共有し、各地域での実践や社会資源等を全市的な活動につないだり、行政の各業務への反映、各圏域の取り組みを通じて把握された地域の生活・福祉課題に対応する制度や施策化の検討を行う場として（仮称）地域福祉推進協議会議の設置に取り組みます。

この（仮称）地域福祉推進協議会は、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発等を行うことを目的とした生活困窮者自立支援制度推進協議会を基盤として、地域の様々な課題に対応できるよう、より充実させるものとします。

尼崎市 地域課題共有・解決ネットワークイメージ

